

総合評価落札方式による事後審査型条件付一般競争入札を行うので、恵庭市契約事務規則（平成9年規則第10号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月18日

恵庭市長 原 田 裕

### 1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 史跡カリンバ遺跡整備工事
- (2) 工事施工場所 恵庭市黄金中央5丁目
- (3) 工 期 契約の翌日から 令和8年11月20日まで
- (4) 工 事 概 要 敷地造成工 1式、構造物撤去工 1式、公園施設撤去・移設工 1式、仮設工 1式、雨水排水設備工 1式、園路広場整備工 1式、サービス施設整備工 1式、管理施設整備工 1式、敷地外工 1式
- (5) 予 定 価 格 30,756,000 円 (消費税込み額)
- (6) 入札参加資格の事後確認 当該入札に係る入札参加資格の確認は、開札後に行うこととする。
- (7) **本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。**  
受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。
- (8) 支 給 材 有り
- (9) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の工事である。

### 2. 入札に参加する者に必要な事項

入札参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 恵庭市内に本社又は支店、出張所等（但し、恵庭市内での事業所登録を1年以上有すること。）を有し、恵庭市競争入札参加資格者として土木一式工事に「総合点」が860点以上で登録されている業者（但し、人的関係（役員が現に兼務している場合）、資本関係（親会社と子会社の関係、親会社を同じくする子会社同士の関係）又はその他入札の適正化が阻害されると認められる場合は、同一工事に一緒に応募することはできない。）による事後審査型条件付一般競争入札実施要領の要件を満たす参加者。

また、恵庭市指名競争入札参加者指名基準第4の「指名の制限」の項目に該当しないものとする。

なお、令和7年度以前の市税の滞納（法人代表者の個人分含む）がないこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれの規定にも該当しないこと。
- (3) 入札執行の日までに、恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年4月1日実施）の規定により指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 経営状態が不健全であると認められる者でないこと。但し、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更正手続開始の申立てをしたもの及び更正手続開始の申立てをなされた者については裁判所の更正計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により更正手続開始の申立てをした者及び更正手続開始の申立てをなされた者については裁判所の更正計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を除く。
- (5) 当該工事と同種又は類似と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。（共同企業体により施工したものを含む。但し、出資比率30%以上であること。）
- (6) 本工事に対応できる建設業法上の許可業種に係る主任技術者を施工場所に配置できること。
- (7) 現場代理人を施工場所に配置できること。

### 3. 総合評価に関する事項

#### (1) 落札者の決定方法

1 次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内をもって行われた申込者であること。
- ② その他、入札公告等において定めた入札参加資格等をすべて満たしていること。

2 前項の評価値で最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決める。

3 第2項の規定にかかわらず、恵庭市低入札価格調査事務処理要綱の規定により契約が履行されないおそれがあると認められる額で入札した者は、落札者とししない。

(2) 総合評価の方法

1 評価の方法は、競争参加者の技術力として標準点の100点に価格以外の評価点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札価格で除す次式で得られた数値をもって行うものとする。

技術評価点＝標準点(100点)＋価格以外の評価点(入札者の工事成績や技術者の能力等から算出した評価点)

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 1,000,000$$

2 評価項目は①～③の項目とする

①企業の施工能力

・工事成績評点(当該工事資格における過去5ヵ年の平均点)

②配置予定技術者の能力(技術者の保有する資格、施工経験の有無)

③地域貢献度(地域内における本・支店、営業所等の所在地、本市における保守・維持管理業務の実績  
本市におけるボランティア活動の実績)

(3) 評価の基準

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、それぞれ評価点を算出する。

評価項目		評価基準	評価点	配点
企業の施工能力	過去5年間の恵庭市発注の同種・類似工事の工事成績評定の平均点	80点以上	4	4
		70点以上80点未満	2	
		70点未満	0	
配置予定技術者の能力	過去5年間の同種・類似工事の実績	恵庭市又は恵庭市以外の官公庁の工事の従事実績があるもの	2	2
		上記以外	0	
	主任(監理)技術者の資格	求める資格を有するもの(別表)	2	2
		上記以外	0	
地域貢献	本店の所在地	恵庭市内に本店があるもの	4	4
		恵庭市内に支店、営業所等があるもの	2	
		上記以外	0	
	本市における保守・維持管理業務の実績	恵庭市の施設で2年以上の実績があるもの	2	2
		恵庭市の施設で2年以上の実績がないもの	0	
	本市におけるボランティア活動の実績	恵庭市内でのボランティア活動の実績があるもの	2	2
恵庭市内でのボランティア活動の実績がないもの		0		
合計				16

別表

工事種別	配置技術者として求める資格
建築工事	1級建築施工管理技士又は1級建築士
土木工事	1級土木(建設機械)施工管理技士又は技術士
電気設備工事	1級電気工事施工管理技士又は技術士
管工事	1級管工事施工管理技士又は技術士

水道施設工事	1級土木施工管理技士又は技術士
造園工事	1級造園施工管理技士又は技術士
塗装工事	1級建築(土木)施工管理技士
屋根工事	1級建築施工管理技士又は1級建築士
舗装工事	1級土木(建設機械及び舗装)施工管理技士又は技術士

(4) その他

申請時の配置技術者が工事契約後に交代があった場合、その技術者が申請時の評価より下がった時には当該工事の工事成績評点を3点減点するものとする。

4. 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札の参加希望者は、入札参加資格確認申請書（恵庭市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要綱（平成29年2月10日実施。以下「要綱」という。）様式第1号又は様式第6号）に次の書類を添付して提出しなければならない。

- ア) 同種・類似工事施工実績書（要綱様式第2号又は様式第7号）
- イ) 過去5年間の恵庭市発注の同種・類似工事の工事成績評定の平均点調書（要綱様式第3号）  
（評価対象：恵庭市発注の平成31年4月1日から令和6年3月31日までに完成通知を受け、その後引渡し完了した工事とする。）
- ウ) 工事施工実績証明書又はこれに代わる書面（契約書の写し）
- エ) 配置予定技術者経歴書（恵庭市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成27年6月1日実施）様式5 その1又は様式5 その2）
- オ) 恵庭市における保守・維持管理業務の実績調書（要綱様式第4号）
- カ) 恵庭市内でのボランティア活動の実績調書（要綱様式第5号）
- キ) 協定書（恵庭市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成27年6月1日実施）様式6。但し、特定共同企業体に限る）
- ク) 委任状（恵庭市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成27年6月1日実施）様式7。但し、特定共同企業体に限る）

[ア、ウ)については、過去5年以内に恵庭市発注の同種(類似も可)・同程度の工事を受注している実績がある場合は不要。]

(2) 受付期間

【令和8年6月19日】 から  
【令和8年6月26日】 までの午前9時から午後5時まで。  
（ただし、恵庭市の休日を定める条例【平成3年条例第10号】に規定する休日を除く。）

(3) 配布・受付場所

恵庭市京町1番地 恵庭市総務部財務室管財・契約課又は、恵庭市ホームページからダウンロードできます。

(4) 提出方法

持参に限るものとする（郵便又はFAXによるものは受け付けない。）。

5. 設計図書等の閲覧

設計図書・閲覧書（以下「設計図書等」という）は、次のとおり閲覧に供する。

- ア) 現場説明会 なし
- イ) 閲覧期間

令和8年6月19日 から  
令和8年7月3日 までの午前9時から午後5時まで。  
（ただし、恵庭市の休日を定める条例【平成3年条例第10号】に規定する休日を除く。）

ウ) 閲覧場所・方法

恵庭市京町1番地 恵庭市役所2階 財務室管財・契約課窓口で専用パソコンでの電子閲覧（恵庭市ホームページ：はたらく：公共事業入札情報：入札制度： に掲載の「設計図書の電子閲覧試行実施要領」を参照）できます。未使用のCD-Rをご持参してください。

- エ) 設計図書等に係わる質問は、質疑書（恵庭市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成27年6月1日実施）様式1）により次の期間内に提出すること。

令和8年6月19日 から  
令和8年6月26日 までの午前9時から午後5時まで。  
質疑書提出先 4. (3)の受付場所

- オ) 質問の回答は、  
令和8年7月1日 から  
令和8年7月3日 まで入札閲覧コーナーに書面（恵庭市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成27年6月1日実施）様式2）で掲示するので、質問の有無を含め入札前に必ず確認すること。

## 6. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年7月6日 午前9時30分  
(2) 場 所 恵庭市京町1番地 恵庭市役所2階 入札室（205会議室）

## 7. 入札方法等

- (1) 持参に限るものとする（郵送又はFAXによる入札は認めない。）。また、一般的な事項は、市が定める「競争入札心得」によるものとする。  
(2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。  
(3) 代理人が入札を行う場合にあっては、委任状を提出すること。  
(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(5) 入札執行回数は、**工事予定価格事前公表事業につき1回**とする。  
(6) 当該入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査基準価格及び失格判断基準額を設定する。（但し、最低制限価格は設定しない。）従って、最低入札者であっても落札者とならない場合があります。また、入札参加者は低入札にかかる事後の事情聴取に協力すること。  
(7) 入札投函前に**工事費積算内訳書**を提出すること。  
工事費等内訳書は、「工事費等内訳書の提出に関する事務取扱いについて」（市管財・契約課ホームページ及び市入札閲覧室に掲載）に基づいて作成するものとし、次の各号に該当した場合は無効入札とする。  
ア、内訳書の提出がない場合  
イ、内訳書の明細が所定のレベルまで記載されていない場合  
ウ、内訳書に記名・押印がない場合  
エ、内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合  
オ、内訳書に値引き表示のある入札  
カ、その他当該内訳書の要件が確認できない場合  
(8) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び競争入札心得等において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 8. 入札参加資格の確認

- (1) 確認手続等  
競争入札参加資格の確認及び落札者の決定は、入札を終了した後に行うものとし、予定価格の制限の範囲内で入札した者（ただし、恵庭市低入札価格調査事務処理要綱（平成12年市告示第62号）第8条第3項の規定により契約が履行されないおそれがあると認められる額で入札した者を除く）を落札候補者とし、落札を保留する。  
落札候補者の競争入札参加資格の審査は、総合評価点の高い入札者から総合評価点の低い順に実施し、競争入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。  
(2) 資格の確認通知  
落札者を決定したときは、直ちに落札者に電話等で通知する。  
又、資格審査において競争入札参加資格がないと認められた者に対しては、  
令和8年7月7日 までに競争入札参加資格審査結果通知書(恵庭市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱(平成27年6月1日実施)様式8)により通知する。

## 9. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、  
令和8年7月10日 までに書面により理由の説明を求めることができる。  
(書面は4.(3)の記載箇所に持参すること。郵送又はFAXによるものは、受付ない。)  
(2) 理由の説明は、  
令和8年7月13日 までに理由説明書（恵庭市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成27年6月1日実施）様式9）により回答する。

## 10. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する額以上を納付すること。

#### 11. 契約書作成の要否

必要とする。

なお、契約締結時において法定外労災保険の保険証券等の写しを提出すること。

#### 12. 支払条件

前 金 払 ・ 有 (請負金額の4/10以内)

中 間 前 金 払 ・ 無

部 分 払 ・ 無

支 給 材 ・ 有

#### 13. 評価結果等の公表と評価結果に対する疑義照会

(1) 評 価 結 果 ・ 恵庭市ホームページで公表します。

(2) 疑 義 照 会

入札者は、前項により公表された日の次の日から起算して2日以内(休日を除く。)に、自らの評価点のうち価格以外の評価項目について疑義照会できるものとする。

#### 14. その他

(1) 入札参加者は、競争入札心得及び関係法令を遵守すること。

(2) 低入札価格調査制度に該当した場合失格になることがあります。詳しくは恵庭市のホームページをご覧ください。

(3) その他不明な点は、恵庭市総務部財務室管財・契約課 (Tel.0123-33-3131 内線 2251) に照会すること。

(4) やむを得ない事情により発注を取りやめる場合があります。